

令和6年第2回

相楽広域行政組合議会定例会会議録

(令和6年11月26日)

令和6年第2回相楽広域行政組合議会定例会会議録

○招集年月日 令和6年11月19日（火）

○告示年月日 令和6年11月19日（火）

○招集の場所 相楽会館 大ホール

○開 会 令和6年11月26日（火） 午後1時30分

○閉 会 令和6年11月26日（火） 午後2時27分

○出席議員（13名）

1番	福井 平和	2番	堤 征一郎
3番	山本しのぶ	4番	高岡 伸行
5番	山本 翔太	6番	村山 一彦
7番	内海富久子	8番	坪井 久行
9番	土岐 太郎	10番	西 昭夫
11番	吉田 哲也	13番	三原 和久
14番	長岡 一夫		

○欠席議員（1名）

12番 奥森 由治

○会議録署名議員

7番 内海富久子 8番 坪井 久行

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の氏名

代表理事（精華町長）	杉浦 正省	理事（木津川市長）	谷口 雄一
理事（笠置町長）	山本 篤志	理事（和束町長）	馬場 正実
理事（南山城村長）	平沼 和彦		
会計管理者（精華町会計管理者）	上西 昌子		

○事務局職員出席者

事務局長	國子 慶順	主幹	奥村 雅俊
主査	南山 新治		

○議 事 日 程

- 第 1 議席の指定
- 第 2 会議録署名議員の指名
- 第 3 会期の決定
- 第 4 諸般の報告
- 第 5 一般質問
- 第 6 認定第 1 号 令和 5 年度相楽郡広域事務組合一般会計歳入歳出決算認定
について
- 第 7 議案第 5 号 相楽広域行政組合職員の給与に関する条例の一部を改正す
る条例について
- 第 8 議案第 6 号 相楽広域行政組合会計年度任用職員の給与等に関する条例
の一部を改正する条例について
- 第 9 議案第 7 号 令和 6 年度相楽広域行政組合一般会計補正予算（第 1 号）
について

令和6年第2回 相楽広域行政組合議会定例会

令和6年11月26日（火）

相楽会館 大ホール

（午後1時30分 開会）

○議長 皆さん、こんにちは。お忙しい中、ご参集いただきまして、誠にありがとうございます。ございます。

本日の会議に欠席の通告議員は、奥森議員であります。ただ今の出席議員は13人です。

なお、谷口理事と馬場理事におかれましては、途中退席したいとの申し出があり、許可いたしましたので、ご了承願います。

これより、令和6年第2回相楽広域行政組合議会定例会を開会いたします。

南山城村議会におかれまして、3月24日に一般選挙が行われ、4月4日に初議会が開会され、また、笠置町議会におかれましては、10月20日告示の選挙が無投票となり、11月1日に初議会が開会され、本組合議会議員が新たに選任されました。ここで、新たに本組合議会議員に選任されました方々を紹介いたします。

自席で自己紹介をよろしくお願いいたします。

笠置町議会議員、山本 翔太さん。

○山本翔太議員 山本翔太です。これからよろしくお願いいたします。

○議長 南山城村議会議員、土岐 太郎さん。

○土岐議員 土岐と申します。よろしくお願いいたします。

○議長 新たに選任されました議員の皆さま方、よろしくお願いいたします。

本定例会に傍聴の申出がありましたので、議長において、これを許可いたします。

広報用として写真撮影を許可したいので、御了承願います。

それでは、代表理事から挨拶を受けます。

杉浦代表理事。

○杉浦代表理事 皆さん、こんにちは。

代表理事で精華町長の杉浦でございます。開会にあたりまして、一言ご挨拶申し上げます。

本日は、令和6年第2回相楽広域行政組合議会定例会を招集させていただきましたところ、議員の皆さま方におかれましては、公私とも大変ご多用の中、ご出席を賜り、誠にありがとうございます。

先ほど、議長からございましたとおり、南山城村議会、笠置町議会から新たに選出された皆さまを迎えるの議会となります。どうぞ、よろしくお願いいたしますを申し上げます。

なお、本組合におきましても、去る3月17日に執行されました笠置町長選挙において、見事ご当選され、新たに理事になられました、山本篤志笠置町長を御紹介いたします。

○山本理事 改めまして笠置町長の山本でございます。どうかよろしく願いいたします。

○杉浦代表理事 どうぞ皆さんよろしく願いを申し上げます。さて、令和6年も残すところ1か月余りとなりました。今後、ますます寒さが厳しくなっておりますので、インフルエンザが流行期に入り、年末年始に向けた感染拡大も予想されますが、休日応急診療所の運営にあたりましては、医師会、薬剤師会とも連携しつつ、医療の提供に努めてまいりたいと考えているところでございます。現在、各市町村におきましても、令和7年度予算編成に向けての取り組みがなされておりますが、本組合におきましても、情報収集と内容把握に努め、最小の経費で最大の効果が出る予算編成に取り組んでまいりたいと考えてございます。

一方、相楽圏域が抱える広域的な課題をいかに解決していくのか、このことも非常に重要な問題であると思っております。

今後も引き続き、各市町村が連携、協力しながら進めてまいりたいと考えているところでございますので、議員の皆さま方におかれましても、ご理解とご協力を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

それでは、前回の議会以降の本組合の主な取り組みの報告でございますが、事前に配付させていただきました「令和6年第2回議会定例会業務報告」をもって報告をさせていただきます。

さて、今定例会に提案申し上げます議案は、令和5年度一般会計歳入歳出決算認定など4件でございます。

十分ご審議賜り、原案のとおり、それぞれ認定、可決賜りますようお願い申し上げます。

簡単ではございますが、開会に当たりましてのご挨拶を申し上げます。どうか、よろしく願いを申し上げます。

○議長 ありがとうございます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程第1、議席の指定を行います。

本組合議員に新たに選任されました議員の議席について、会議規則第4条第1項の規定により、5番山本翔太議員、9番土岐議員、12番奥森議員と指名いたします。

日程第2、会議録署名議員の指名を行います。会議規則第128条の規定により、7番内海富久子議員、8番坪井久行議員を指名いたします。なお、両君の不足の場合には、

次の議席の議員を署名議員といたします。

日程第3、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日1日とすることで、異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日1日に決定いたしました。

日程第4、諸般の報告を議題といたします。

議会運営委員長から、去る11月15日に開催した議会運営委員会での議会運営に関する申合せ事項の改正内容について、報告の申出があります。これを許可いたします。

議会運営委員長、福井委員長。

○福井委員長 議会運営委員長の福井でございます。

去る11月15日に開会いたしました議会運営委員会において審議しました内容について、ご報告いたします。

事前に皆さまに送付させていただいております「申し合わせ事項」の4ページをご覧くださいと思います。

5番の役員選出に関する事項を新たに加えたものでございます。

その内容でございますが、「構成市町村における議会議員選挙及び構成替えがあった場合において、当該議員の任期満了と選任日に切れ目のない場合、本組合議会における役員(議長、副議長、監査委員及び議会運営委員)については、選任の手続を省略し、引き続きその役職にあたるものとする。」ものでございます。

今回、笠置町議会議員の任期が10月31日に満了し、翌11月1日に初議会が開会されまして、選挙の結果、西議員が引き続き、笠置町議会議長に選任されたことを受けまして、本組合議会議員として選任されました。このことから、西議員には、引き続き、議会選出の監査委員及び議会運営委員の役職をお願いするものでございます。

以上、報告といたします。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長 ただいまの委員長報告に対して、質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 質疑がなければ、質疑を終わります。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第5、一般質問を行います。申合せ事項によりまして、質問の時間は一人当たり質問・答弁を含めて30分以内とし、通告は含まずに質問回数は3回とし、自席で行ってください。

これより、通告順に発言を許します。

3番議員、山本しのぶ議員。山本さん。

○山本議員 通告書から読ませていただきます。

相楽会館改築期間中における市民サービスの維持のためにと題して、近年、高齢者（特に一人暮らし）や社会経験の少ない若者を狙った消費者トラブルが年々増加しています。これらのトラブルから住民を守るためには、消費生活センターが欠かせません。

相楽消費生活センターでは、相楽地域に在住、在勤、在学の方から、消費生活に関するトラブルなどの相談を受け、相談者への助言をはじめ、事業者へのあっせんなどの相談業務や消費者被害の未然防止のための消費生活出前講座や消費生活講座の開催などの啓発業務を担っており、住民のセーフティーネットとなっています。

また、ヒアリングフレイル、すなわち聞き取る機能の衰えでお困りの方も増えています。「補聴器を購入したいと考えているけれども、相談できるところがよくわからない」「音はわかるが、言葉の聞き取りができなくて…」といった悩みは多くの方が経験されています。こんな時に頼りになるのが、聴覚言語障害センターの実施する「きこえの相談会」です。

相楽会館の改築にあたり、令和7年度に解体工事、令和8年度に建設工事が行われます。この間約2年間、相楽消費生活センターをそうらく衛生センター（旧名称：大谷処理場）に仮移転した場合や聴覚言語障害センターについても、公共交通による来所ができない施設に仮移転した場合には、市民福祉サービスが低下してしまいます。

そこで、以下のとおり質問いたします。

1、消費生活センターの仮移転先を伺います。2、相楽聴覚言語障害センターの仮移転先を伺います。3、消費生活センターの利用件数、利用年齢層について伺います。

○議長 質問者に申し上げます。質問は、自席で起立しての質問でお願いします。

杉浦代表理事。

○杉浦代表理事 それでは山本議員の御質問に代表理事からご答弁を申し上げます。

「相楽会館改築期間中における市民サービスの維持のために」のカッコ1、消費生活センターの仮移転先についてでございます。

まず、前提となります来所相談の実績でございますが、令和5年度実績で104件、相談件数のうち約18%で、残り475件、約82%が電話相談でございます。

現在は、そうらく衛生センターに仮移転することで進めておりますが、公共交通機関での来所ができませんので、住民サービスの低下とならないような方策を検討してございます。

具体的な方策としましては、市町村の庁舎等と消費生活センターをオンラインで繋ぎ、相談を受けるという方法でございます。そうらく衛生センターには行くには難しい方でも、市町村の庁舎であれば、公共交通機関により来庁いただくことが可能でございます。

また、相談員が市町村の庁舎に出向いて相談を受けるという方法もございます。

このような対応を取ることで、住民サービスの低下にならないようにして参りたいと思っております。

さらには、現在の消費生活センターからできる限り近い場所で仮移転ができるよう、京都府に対しまして、京都府木津総合庁舎の使用を要請させていただいております、前向きにご検討いただいているところでございます。

続きまして、カッコ2、相楽聴覚言語障害センターの仮移転先についてでございます。相楽聴覚言語障害センターの仮移転先は、木津川市の加茂青少年センターであるというふうに向っております、JR加茂駅西口より北徒歩約6分の場所でございます。

続きまして、カッコ3、消費生活センターの利用件数、利用年齢層についてでございます。

令和5年度実績では579件で、うち、電話による相談が475件、来所による相談が104件でございました。

また、利用年齢層は、10代から30代は、85件で14.6%、40代から50代は、194件で33.5%、60代以上は、276件で47.8%、ございまして、団体からの相談などは、24件で4.1%を占めており、毎年同様の傾向でございます。以上です。

○議長 山本さん。

○山本議員 では、1問目につきまして、今、3つのパターンで考えているということをお聞かせ願いました。1つ目は、市町村の庁舎に来ていただいて、オンラインでそうらく衛生センターと繋げて相談する場合、そして2番、相談員が庁舎に来てくれる場合、そして最後は、できるだけ近い場所にとということで、木津総合庁舎に場所が借りれないかということで、今まさに協議を進めていただいていることがわかりました。できるだけ、その総合庁舎に仮移転ができればなあとは思いますが、まず検討の方をよろしくお願いいたします。そして、2点目の方ですが、これは加茂青少年センターということで、誰もが交通機関が使えるということで、安心して使えるということがわかりました。ありがとうございます。では、次に、3番目の消費生活センターの利用件数をお伺いしたんですけど、件数の方は、昨年と比べてもしかして令和6年はまだ11月末時点の数値かなと思いますので、この後増えてくるかもしれませんが、気になりますのは、私、木津警察署のお知らせメールを受け取っているんですけども、そのメールには、最近もこんなメールがありました。木津川市の個人宅に、修理業者を名乗る者から、木津川市の条例改正に伴い、築10年以上経った家はメンテナンスが必要となっている。無料で相談するとの電話がかかっているそうです。警察の方では、こういった電話があれば、後日訪問して、事実と異なる説明をし、工事契約をさせるような点検商法という悪質な手口である可能性が非常に高い、十分気を付けてください。というようなメール

がありました。このような悪質商法に騙されて、泣き寝入りをせず契約を取り消すためには、やはり個人では難しい、消費生活センターの支援が必要です。そんな中で、やはり近い場所ということで今、検討してもらっているんですが、さらに私、消費生活センターの方に電話をして、どんな支援ができますかと問い合わせをする中で気が付いたことは、電話できる時間帯が9時から4時と決まっています。お勤めのある方は、やはり5時以降でしか時間が取れないということで電話もしにくいということがありました。もしも、メールで相談できると非常に便利なのですが、その辺の対応についてお聞かせください。お願いします。

○議長 事務局長。

○國子事務局長 それでは、山本議員の再質問に答弁させていただきます。

電子メールの相談でございますけども、やはり、相談内容によりましてはですね、メールの内容だけでは、深いところまで確認することができないということもございまして、再度センターの方から、電話をかけるなり、来所を促したりするなどをする必要があります。現在、京都府の消費生活安全センターの方でも、メール相談を受けておられるというふうに聞いてございますけども、その中でもメールのやり取りだけで完結するというのはなかなかございまして、相談員が電話をかけたり、来所を促したりしているというような状況がございます。今後ですね、メール相談を受けるにあたって、どういう課題があるのかどうかということも含めまして、引き続き、調査研究をしていきまして、本センターにおきましてもメール相談が受けれるということになれば、そういう方向も検討を進めてまいりたいというふうに考えているところでございます。なお、山本議員ご指摘のとおり、5時以降とか、土・日・祝は基本的には、本センターは閉まっておりますけども、188というダイヤルがございます。イヤヤというのがございます。こちらの方はですね、お昼の12時から1時であったり、土・日、夜中は無理でございますけども、国民生活センターの方の電話の相談窓口につながるというスキームもございますので、188の啓発もですね、本センターとしても引き続き推進してまいりと考えております。以上でございます。

○議長 以上で山本議員の一般質問を終わります。

引き続きまして、坪井議員の質問に入ります。坪井議員。

○坪井議員 失礼します、坪井でございます。私は、火葬場・霊園について質問させていただきます。現在、相楽圏域につきましては、火葬場・霊園が存在せず、圏域外の飯盛や宇治市、奈良市などの火葬場を利用せざるをえない状況であります。しかし、構成市町村における火葬場や火葬にかかる補助金交付制度がないために、火葬場がある市の住民に比べまして6倍～10倍もの利用料負担があり、身近な相楽圏域で相応の利用料で使える火葬場・霊園の建設を求める声が強く出されております。

本来、墓地、埋葬等に関する法律では、基礎自治体には、火葬を行う責務が求められておりまして、相楽圏域では、毎日約3人が死亡しておりまして、今後も人口増が見込まれることから、当該圏域におきまして、火葬場・霊園の建設が望まれております。

歴史的には、本行政組合においては、平成8年2月26日に「相楽郡内における環境施設整備に関する確認書」で市町村の役割分担がされまして、火葬場・霊園については、加茂町域で新設とされました。さらに、木津川市合併の後の平成20年4月28日の広域事務組合理事会におきまして、「同確認書」に基づく各市町村の責任と役割が改めて確認されております。

今日、こうした火葬場をめぐる社会的状況や歴史的経過を踏まえれば、相楽5市町村のトップが同意されております「確認書」に基づき、木津川市の加茂町域において、火葬場・霊園を前向きに検討すべきではないでしょうか。

もちろん、建設にあたりましては、当該地域の住民感情を考慮して、十分な理解と協力を得るご努力とともに、財源につきましては、人口比も考慮しつつ自治体負担を検討すると同時に、国や府に相応の支援を求める本組合の特段のご努力が必要なことはいまでもないことでもあります。

ただし、諸課題の克服のためにそれなりの期間を要するならば、その期間の住民の経済的負担の軽減のために、暫定的な措置として、相楽圏外の他の火葬場・霊園への期間限定の加入への申入れや、又は、圏外の近隣市町村で実施されているような火葬場や火葬にかかる補助金交付制度の創設を検討されたいかがかと、提案するものであります。

以上、火葬場・霊園に関する相楽圏域住民の切なる願いに応えられるように、本行政組合の真摯で賢明なご検討を望むものであります。見解を伺います。

○議長 杉浦代表理事

○代表理事 それでは、坪井議員の御質問に代表理事からご答弁申し上げます。

火葬場につきましては、構成団体の議会において議論がなされたことを受け、令和5年10月13日開催の令和5年第2回市町村衛生主管課長会議において、担当課長から問題提起があり、令和6年度以降に調査研究を進めていくこととしました。

令和6年度におきましては、まずは、構成団体における現状や本圏域を取り巻く近隣の火葬場の状況把握が必要でありますことから、この間、調査を進めて参りました。

そして、一定取りまとめが完了しましたことから、今回、議案書とともに事前にお配りさせていただいております令和6年第2回議会定例会業務報告にも掲載させていただいております。詳細につきましては、本定例会終了後の全員協議会で説明させていただきます。

本調査結果における近隣火葬場の状況につきましては、各公表資料からのみ引用して記載させていただいておりますので、現段階で詳細はわかりかねますが、火葬場の建設に

は数十億円もの費用が必要なことや使用料収入だけでは維持管理費用を賄えず、不足分を運営自治体が負担している状況であることを確認をいたしております。

また、構成団体におきましては、火葬場や火葬にかかる補助金交付制度がないことから、住民負担軽減の声が出ている団体があることも把握しております。

なお、10月21日開催の本組合定例理事会のなかでも、本圏域における火葬場建設の必要性についての議論になり、明確な答えが出たわけではございませんが、死亡者数が2040年をピークにして減少する予測があるなかで、今から新たに火葬場を建設するという事は難しく、他の方策の検討も必要ではないかとの意見が大勢を占めたところでございます。

このようなことから、過去の確認書はあるものの、現段階で様々な可能性が考えられますため、令和7年度も引き続き、本圏域における火葬場建設の必要性も含めて、より詳細な調査や議論をおこなうこととしているところでございますが、私は、今年度中に、火葬場の件については結論を出していきたい、このように思っているところでございます。

また、住民の経済的負担の軽減のために、暫定的な措置として、相楽圏外の他の火葬場・霊園への期間限定の加入への申入れや火葬にかかる補助金交付制度の創設につきましては、構成団体の財政状況にもよるものでもございますので、この場での答弁は差し控えさせていただきますが、そういったことも含めて、ありとあらゆる方策を次年度以降検討することとしているところでございます。

なお、火葬場だけでなく、次代のし尿処理施設のあり方の検討を始める必要がある時期でもございますので、それらも含めて過去からの環境施設整備に関する検討経過は基本としつつ、確認書の内容につきましても議論することを予定しているところでございます。

なおですね、少し、広域行政組合とは少し離れますけれども、重要な問題でございますので、あえて坪井議員に申し上げたいと思います。坪井議員もおそらく知っておられるかどうかはわかりませんが、西暦で言いますと、1995年から2000年にかけてであります。精華町で、火葬場兼公園墓地の話がございまして、これの建設計画を柘榴・乾谷土地区画整理事業として準備組合ができました。ある大手不動産会社が主導となってやったところでございます。もちろん、その住民の中にも反対も賛成の方もいらっしゃいましたけれども、いよいよすべての地権者を洗い出して、いよいよ買収にかかろうかなといった矢先に、この計画がダメになったわけでありました。その大きな一つの理由は、運営ができない、赤字になるということでダメになったわけでありました。もう、細かいことは申し上げませんが、その約30年前に、そんな話がございました。今さらながら、この私は、相楽圏域での計画は非常に悲観的であります。以上申

し上げておきます。

○議長 坪井さん。

○坪井議員 今ご答弁いただきましたけれども、精華町のことも例もお出しになって、大変悲観的であると。しかし、加茂町域で火葬場・霊園を建設するというのは、この本組合で何度か確認されておりますし、木津川市の合併以降も確認されているわけですが、今調べられて難しい理由として、建設費用が高いことだよとか、2040年を契機に人口減少するというような理由も言われて難しいというようなことを言われたわけではあります。しかし、これまでの経過の中で、そういうことは、十分わかっていたことだと思うんですね。にもかかわらず、こういう確認をしてきたということはどうしてなのかなという素朴な疑問があるわけでありまして。再検討するということになった理由だけでなく、もっと他の理由があるのかどうかそこらへんも含めてもう少しご説明いただきたいと思います。

○議長 事務局長。

○事務局長 それでは、坪井議員の再質問にお答えさせていただきます。

ただ今ですね、ご質問いただいた内容でございますけれども、代表理事が答弁させていただいたとおりですね、なかなか建設というのは難しいという中で、過去の検討経過においてもですね、当然コストのかかることであるという認識がある中で議論がされてきたのではないかと質問の趣旨というふうに理解いたしました。その中で、今後ですね、どのような形で取り組んでいくのかということでございますが、この後また、全協の方でも説明をさせていただこうと思っておりましたが、令和7年度におきまして、事務レベルでももう少し掘り下げた議論をしていこうということを進めているところでございます。具体的に何をどう検討するのかということになるんですけども、仮に建設した場合のイニシャルコストであったり、ランニングコストであったり、あと他の方策がないのかどうかということで、ありとあらゆる火葬場を取り巻くような状況について、調査研究を進めて参りたいということでございます。これは、火葬場に特化したものではなくて、環境施設全般でございます。7年度につきましては火葬場、8年度、9年度でし尿処理施設、10年度につきましては、最終処分場であったりごみ処理施設、最後取りまとめをしていきたいというような流れで、事務レベルでの検討を進めていくところでございますけれども、代表理事の答弁にもありましたように、6年度中の一定の判断も視野に入ってきている部分がございますので、そういった部分も含めながら、引き続き、事務レベルでは、しっかりと令和7年度に議論をしていきたい、調査研究を引き続き進めていくということで御理解賜れたらと思います。以上でございます。

○議長 杉浦代表理事

○代表理事 坪井議員がこういうテーマでおしゃっておられるということは、非常に

ありがたいなと私は思っております。真剣にこの火葬場の件で話したのは、なかなか今までかつてなかったわけであります。そういった面では、非常にありがたいと思っておりますが、一つは先ほども申し上げましたように、理事者会議の中で申し上げましたけど、もっと少し細かく申し上げますと、相楽圏域ではそれでは人口減少社会の中では無理であろう。例えば第6選挙区ぐらいでやるのであれば、という話がありました。だから、もっともっと広域でやるのはいいけれども、今の相楽圏域では。という悲観の声が理事者会の中では多かったと私は記憶しております。以上です。

○議長 坪井さん。

○坪井議員 難しいというような声がたくさんあるというわけですが、しかしこれは建設費の問題とかあるいは将来的な人口の減少とかそういった問題はありますが、しかし法律的には基礎自治体においては、法律で火葬を行う責務があるというふうに定められておりますから、何らかの方策ですね、責務を果たす必要があるというふうに思います。また、財政的に厳しいという面については十分わかるわけではありますが、それについても現在はないということでありましょうが、国や京都府にしっかり財政支援をしていただくというような要請を今しっかりしていく必要があるのではないかとと思うのですが、その点いかがでしょうか。

○議長 事務局長。

○事務局長 坪井議員の再質に答えさせていただきます。まず前提となります基礎的自治体の火葬の責務という部分でございますけれども、これも墓地埋葬法、墓理法等に明確に書かれているということではございませんけれども、基本的には、自治体が対応すべき課題であるというような認識はしているところでございましてですね、先ほど来申していますように、そういう部分も含めまして、令和7年度に入りましてですね担当課長レベル、事務レベルでまず調査研究を進めていくということで、今年度につきましては、計数であったり、例えば近隣の状況であっても公表資料のみからデータを抽出して取りまとめたものでございますので、もう少し掘り下げた議論をするにあたって調査研究を進めていくということでございます。今後でもですね、いろんな方法がございまして、そういう部分も含めてですね7年度中に一定事務レベルでの取りまとめをして理事会の方に報告して参ります。このように考えております。以上でございます。

○議長 坪井さん。

○坪井議員 検討するということでございますので、しっかりやっていただきたいと思うのですが、火葬場がどうしても建設ができないというのであれば、私が提案しております暫定的ではありますが、他の圏域の火葬場に一時的に入れていただくとか、あるいは、補助金制度、既に京田辺や城陽の方では4万円とか4万5千円とか各自治体でその当事者に交付するというようなこともしておられるわけであります。そういったこと

も是非参考にして検討をしていただきたいというふうに思うんですがいかがでしょうか。

○議長 事務局長。

○事務局長 それでは、坪井議員の再々質問にお答えさせていただきます。代表理事から御答弁いただきましたように、圏域外の中の火葬場への期間限定の加入の申し入れとか火葬に係る補助金制度の創設というのはですね、それぞれの5市町村、それぞれの自治体の検討事項ということでございますので、組合として補助金制度を考えるということはできませんので、代表理事と同様になりますが、この場での答弁につきましては控えさせていただきますが、いずれにしましても、先ほど来申してますように、令和7年度についてはありとあらゆる方策を議論していつて取りまとめていきたいと考えているところでございます。以上でございます。

○議長 ただ今の坪井議員の質問ですが、再質問3回という申し合わせ事項により、一般質問をこれで終わりたいと思います。以上で一般質問を終わります。

日程第6、認定第1号、令和5年度相楽広域行政組合一般会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

代表理事より、提案説明をよろしく願いいたします。

杉浦代表理事。

○杉浦代表理事 それでは、認定第1号、令和5年度相楽広域行政組合一般会計歳入歳出決算認定についてを提案をさせていただきます。

認定第1号、令和5年度相楽広域行政組合一般会計歳入歳出決算認定について、令和5年度相楽広域行政組合一般会計歳入歳出決算について、地方自治法第233条第3号の規定により、別添のとおり監査委員の意見書を添付して、議会の認定を求めます。

令和6年11月26日提出。

相楽広域行政組合代表理事。

提案理由でございます。

令和5年度一般会計決算の結果は、歳入総額は、2億9,368万4,929円となり、そのなかで主な財源としましては、構成市町村の分担金及び負担金が、総額の75.4パーセントを占めております。前年度比で、4.2パーセントの減となりましたが、その主な要因としましては、一昨年度の診療報酬収入の大幅な増加を受け、繰越金を充当したことにより、休日応急診療所の運営にかかる分担金が不要となったことによるものでございます。

また、使用料及び手数料は、全体の5.6パーセントを占めており、前年度比で、1.9パーセントの減となりましたが、浄化槽汚泥搬入量の減少に伴います、浄化槽汚泥投入手数料の減などがございます。

次に、診療報酬収入は、昨年度は、特別会計で計上しておりましたが、36.5%の

減少となりました。

また、府支出金は、消費生活センターに対する京都府消費者行政活性化事業費補助金で、全体の1.3パーセントを占めており、前年度比で、12パーセントの増となりました。これらの要因の結果、歳入総額で前年度より3,773万7,894円、14.7パーセントの増加となりました。

一方、歳出総額は、2億7,932万7,035円となり、なかでも衛生費のうち清掃費で、80.9パーセントを占め、前年度比で、0.9パーセント減少しましたが、その要因は、し尿処理関係経費での減額はあったものの、特別会計の廃止に伴い、保健衛生費を一般会計で計上したことにより、12.7%の増加となったものでございます。

また、商工費は、全体の4.8パーセントを占めており、前年度比で、2.9パーセントの増となりましたが、相談員の人件費の増加などによるものでございます。これらの要因の結果、歳出総額で前年度より2,882万8,745円、11.5パーセント増加いたしました。

なお、歳出予算額に対する執行率は、96.3パーセントとなりました。従いまして、歳入歳出差引額は、1,435万7,894円となり、同額が実質収支額となっております。

以上、令和5年度一般会計決算の概要を申し上げまして提案説明といたします。よろしくご審議の上、原案のとおりご認定賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長 次に、決算審査について、監査委員の報告を求めます。

西昭夫監査委員。

○西監査委員 監査委員の西です。

監査委員を代表しまして、私のほうから報告させていただきます。

既に皆様のお手元には、令和5年度決算審査意見書をお届けしておりますので、十分お目通しいただいたものと存じます。

では、審査の概要、審査の結果について御報告申し上げます。

まず、第1、審査の概要ですが、審査の対象は、令和5年度相楽広域行政組合一般会計歳入歳出決算書であります。

審査の期日は、令和6年10月9日水曜日、午後1時30分から午後3時21分まで行いました。

審査の手續につきましては、決算審査にあたっては、代表理事から提出されました一般会計歳入歳出決算書、歳入歳出決算書事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書について、計数に誤りがないか、財政運営は健全か、財産管理は適正か、さらに予算の執行については、関係法令にしたがって効率的になされているかなどを主眼を置きまして、毎月実施しております例月出納検査を参考とし、関係諸帳簿及び証ひ

よう書類との照合、その他必要とされる書類等の提出を求めまして、関係職員から説明を受けるなどして実施をいたしました。

次に、第2、審査の結果でございますが、審査に付されました一般会計歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書は、関係法令に基づき作成されており、決算計数は、関係帳簿及び証票書類と照合を行いました結果、全て適正に処理されていることが認められました。

なお、1 ページ後段以降に、1 決算規模、2 審査意見をそれぞれ掲載しておりますが、説明は省略させていただきます。

以上で報告を終わります。よろしく願いいたします。

○議長 ありがとうございます。

議案の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑がなければ、質疑を終わります。

○議長

これより討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 なければ、討論を終わります。これより採決を行います。

認定第1号、令和5年度相楽広域行政組合一般会計歳入歳出決算認定について、採決いたします。

採決は起立によって行います。原案のとおり、認定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

○議長 起立全員であります。

よって、認定第1号、令和5年度相楽広域行政組合一般会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定されました。

日程第7、議案第5号、相楽広域行政組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

表理事より提案説明を求めます。

杉浦代表理事。

○杉浦代表理事 それでは、議案第5号を提案させていただきます。

議案第5号、相楽広域行政組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について。相楽広域行政組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別添のとおり定めます。

令和6年11月26日提出。

相楽広域行政組合代表理事。

提案説明でございます。

「一般職の職員の給与に関する法律」の適用を受ける国家公務員の給与については、令和6年8月8日に人事院勧告がなされました。

本組合職員の給与についても、国家公務員に準拠していますことから、国と同様に月例給、期末勤勉手当を改定する必要があるため、所要の改正を行うものでございます。どうかよろしくご審議の上、原案のとおりご可決賜りますように、よろしくお願い申し上げます。

○議長 説明が終わりましたので質疑を行います。質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 質疑はなしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第5号、相楽広域行政組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長 起立、全員であります。

したがって、議案第5号、相楽広域行政組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第8、議案第6号、相楽広域行政組合会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

代表理事より、提案説明をお願いいたします。

杉浦代表理事。

○杉浦代表理事 それでは、議案第6号を提案させていただきます。

議案第6号、相楽広域行政組合会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例について。相楽広域行政組合会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例を別添のとおり定めます。

令和6年11月26日提出。

相楽広域行政組合代表理事。

提案説明でございます。

職員給与条例の一部改正の取扱いに準じて、所要の改正を行うものでございます。どうかよろしくご審議の上、原案のとおりご可決賜りますように、よろしくお願いを申し上げます。

- 議長 提案説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑はございますか。

(「なし」の声あり)

- 議長 質疑がなければ質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

- 議長 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第6号、相楽広域行政組合会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

- 議長 起立、全員であります。

よって、議案第6号、相楽広域行政組合会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

次に、日程第9、議案第7号、令和6年度相楽広域行政組合一般会計補正予算(第1号)についてを議題といたします。

代表理事より、提案説明をよろしくお願いいたします。

杉浦代表理事。

- 杉浦代表理事 それでは、議案第7号を提案させていただきます。

議案第7号、令和6年度相楽広域行政組合一般会計補正予算(第1号)について。令和6年度相楽広域行政組合一般会計補正予算(第1号)を別添のとおり定めます。

令和6年11月26日提出。

相楽広域行政組合代表理事。

提案説明でございます。

今回の一般会計補正予算(第1号)は、歳入歳出それぞれ637万3千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ3億2,887万3千円とするとともに、相楽会館建替事業に関する繰越明許費、及び債務負担行為を設定するものでございます。

歳入歳出予算の補正の主な内容でございますが、まず、歳入では、前年度繰越金を増額するものでございます。

次に、歳出では、職員給与条例、会計年度任用職員の給与条例の一部改正等に伴う人

件費で一般管理費、休日応急診療費及び商工総務費を、相楽会館建替えに関する関係経費で相楽会館費をそれぞれ増額するものでございます。

以上、令和6年度一般会計補正予算（第1号）の概要を申し上げまして提案説明いたします。

どうかよろしくご審議の上、原案のとおりご可決賜りますように、よろしくお願い申し上げます。

○議長 提案説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長 なければ、質疑を終わります。

討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長 討論を終わります。これより採決を行います。

議案第7号、令和6年度相楽広域行政組合一般会計補正予算（第1号）について、原案のとおり賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長 起立、全員であります。

したがって、議案第7号、令和6年度相楽広域行政組合一般会計補正予算（第1号）については、原案のとおり可決されました。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

これをもちまして、令和6年第2回相楽広域行政組合議会定例会を閉会いたします。

本日は長時間にわたり慎重審議を賜り、大変ありがとうございました。

2時35分より全員協議会を開催しますのでよろしくお願い致します。

（午後2時27分 閉会）

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

相楽広域行政組合議会議長 長岡 一夫

会議録署名議員 内海 富久子

〃 坪井 久行